

2021年9月17日

お客様各位

日本証券金融株式会社

「振替決済口座管理規定」の一部改正について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて弊社は、会社法改正において株式交付制度（株式会社が他の株式会社を子会社化するに当たって自社の株式を当該他の株式会社の株主に交付できる制度）が創設され2021年3月1日に施行されたことに伴い、「振替決済口座管理規定」を下記のとおり改正いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、本件についてご不明な点などがございましたら、お手数ではございますが、弊社窓口までご照会くださいますようお願いいたします。

今後とも、弊社の業務運営にご理解、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 「振替決済口座管理規定」の一部改正・・・別紙

〔主な改正内容〕

- ・ 株式交付制度が創設されたことに伴い、企業再編等にかかる手続きの対象に「株式交付」を明記いたします。（第24条）

2. 改正日

2021年10月1日（金）

以 上

【本件に関するお問合せ窓口】

日本証券金融株式会社 貸借取引部 貸借サポート課

TEL : (03)3664-3430 FAX : (03)3667-0575

E-mail:t-support@jsf.co.jp

「振替決済口座管理規定」の一部改正新旧対照表

下線部分が改正箇所

新	旧
<p style="text-align: center;">株式等振替決済口座管理規定</p> <p>(会社の組織再編等に係る手続き)</p> <p>第 24 条 当社は、振替株式等の発行者における合併、株式交換、株式移転、<u>株式交付</u>、会社分割、株式分配、株式の消却、併合、分割又は無償割当て等の際し、機構の定めるところにより、お客様の振替決済口座に増加若しくは減少の記載又は記録を行います。</p> <p>2 (現行どおり)</p>	<p style="text-align: center;">株式等振替決済口座管理規定</p> <p>(会社の組織再編等に係る手続き)</p> <p>第 24 条 当社は、振替株式等の発行者における合併、株式交換、株式移転、会社分割、株式分配、株式の消却、併合、分割又は無償割当て等の際し、機構の定めるところにより、お客様の振替決済口座に増加若しくは減少の記載又は記録を行います。</p> <p>2 (省 略)</p>
<p style="text-align: center;">日本証券金融株式会社</p> <p>平成 26 年 6 月 20 日 改正制定 平成 27 年 1 月 5 日 一部改定 平成 27 年 6 月 30 日 一部改定 平成 28 年 1 月 4 日 一部改定 2020 年 4 月 1 日 一部改定 <u>2021 年 10 月 1 日 一部改定</u></p>	<p style="text-align: center;">日本証券金融株式会社</p> <p>平成 26 年 6 月 20 日 改正制定 平成 27 年 1 月 5 日 一部改定 平成 27 年 6 月 30 日 一部改定 平成 28 年 1 月 4 日 一部改定 2020 年 4 月 1 日 一部改定</p>